

議案第 13 号

京丹後市都市下水路条例の一部改正について

京丹後市都市下水路条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

下水道事業の適用を受ける都市下水路事業について、公営企業会計に移行するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市都市下水路条例の一部を改正する条例

京丹後市都市下水路条例（平成１６年京丹後市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

別表内ヶ森都市下水路の項及び小栓川都市下水路の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市都市下水路条例により内ヶ森都市下水路及び小栓川都市下水路について許可を受けている者の行為又は占有は、その占有の許可を受けた期間が満了するまでの間、京丹後市公共下水道条例（平成１６年京丹後市条例第２１０号）の規定により許可を受けたものとみなす。

京丹後市都市下水路条例(平成16年京丹後市条例第195号)新旧対照表

現行	改正案																												
京丹後市都市下水路条例 平成16年4月1日 条例第195号 本則 (略) 別表(第3条関係) 京丹後市都市下水路 <table> <tr> <th>都市下水路名</th><th>延長(m)</th></tr> <tr> <td>風呂川都市下水路</td><td>2,460m</td></tr> <tr> <td>風呂川水系カイセ川都市下水路</td><td>2,544m</td></tr> <tr> <td>北大路都市下水路</td><td>693m</td></tr> <tr> <td>内ヶ森都市下水路</td><td>870m</td></tr> <tr> <td>浜河口都市下水路</td><td>600m</td></tr> <tr> <td>勝山都市下水路</td><td>590m</td></tr> <tr> <td>小栓川都市下水路</td><td>1,401m</td></tr> </table>	都市下水路名	延長(m)	風呂川都市下水路	2,460m	風呂川水系カイセ川都市下水路	2,544m	北大路都市下水路	693m	内ヶ森都市下水路	870m	浜河口都市下水路	600m	勝山都市下水路	590m	小栓川都市下水路	1,401m	京丹後市都市下水路条例 平成16年4月1日 条例第195号 本則 (略) 別表(第3条関係) 京丹後市都市下水路 <table> <tr> <th>都市下水路名</th><th>延長(m)</th></tr> <tr> <td>風呂川都市下水路</td><td>2,460m</td></tr> <tr> <td>風呂川水系カイセ川都市下水路</td><td>2,544m</td></tr> <tr> <td>北大路都市下水路</td><td>693m</td></tr> <tr> <td>浜河口都市下水路</td><td>600m</td></tr> <tr> <td>勝山都市下水路</td><td>590m</td></tr> </table> <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市都市下水路条例により内ヶ森都市下水路及び小栓川都市下水路について許可を受けている者の行為又は占有は、その占有の許可を受けた期間が満了するまでの間、京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)の規定により許可を受けたものとみなす。	都市下水路名	延長(m)	風呂川都市下水路	2,460m	風呂川水系カイセ川都市下水路	2,544m	北大路都市下水路	693m	浜河口都市下水路	600m	勝山都市下水路	590m
都市下水路名	延長(m)																												
風呂川都市下水路	2,460m																												
風呂川水系カイセ川都市下水路	2,544m																												
北大路都市下水路	693m																												
内ヶ森都市下水路	870m																												
浜河口都市下水路	600m																												
勝山都市下水路	590m																												
小栓川都市下水路	1,401m																												
都市下水路名	延長(m)																												
風呂川都市下水路	2,460m																												
風呂川水系カイセ川都市下水路	2,544m																												
北大路都市下水路	693m																												
浜河口都市下水路	600m																												
勝山都市下水路	590m																												

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第13号
京丹後市都市下水路条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 下水道事業の適用を受ける都市下水路事業について、公営企業会計に移行するため、所要の改正を行うものである。		《市民参加の状況》 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）													
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）													
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
《政策等の必要性》 本市の内ヶ森及び小栓川の都市下水路事業について、一般会計で事業実施してきたところ、国（総務省）から公共下水道事業については、令和5年度までに公営企業会計への移行の手続きを行い、令和6年度からは公営企業会計を適用するよう要請されていることから、公営企業会計に移行するものである。		《将来にわたる効果及び経費の状況》 公共下水道事業（公営企業会計）としての事業実施													
《提案に至るまでの経緯》 R6.2.1 第64回京丹後市上下水道事業審議会（説明） R6.2.2 例規審査委員会で改正条例案について審査		《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画 計画項目</td><td>12</td><td>快適な都市空間の形成</td></tr></table> ○その他の計画（該当する場合のみ） <table><tr><td>計画名称</td><td></td></tr><tr><td>策定年度</td><td></td></tr><tr><td>計画期間</td><td></td></tr></table>					総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成	計画名称		策定年度		計画期間	
総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成													
計画名称															
策定年度															
計画期間															
《政策等の実施時期》 令和6年4月1日から施行する。		<table><tr><td>担当部局</td><td>担当課</td><td>添付資料（有の場合は、その名称）</td></tr><tr><td>建設部</td><td>都市計画・建築住宅課</td><td>有・無</td></tr></table>					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	建設部	都市計画・建築住宅課	有・ 無			
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）													
建設部	都市計画・建築住宅課	有・ 無													